

付 属 資 料

1 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例

平成 25 年 6 月 18 日
志免町条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 一般公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿

任期：平成25年12月20日から平成27年12月19日

役職	氏名	所属
会長	倉富 史枝	識見を有する者
副会長	吉村 幸也	認可保育園代表（町立・私立）
委員	森山 久子	識見を有する者
〃	村木 義富	私立幼稚園代表
〃	那須 香代子	学童保育所代表
〃	上田 真弘	届出保育施設代表
〃	羽原 哲男	町内校長研修会
〃	南里 門子	志免子育て支援コミュニティ おおきな木
〃	水流 鉄子	志免町民生委員・児童委員連絡協議会
〃	西村 嘉之	志免町商工会
〃	西村 将充	志免町小中学校PTA連絡協議会 (任期:平成25年12月20日～平成26年6月2日)
〃	長澤 洋子	志免町小中学校PTA連絡協議会 (任期:平成26年6月3日～平成27年12月19日)
〃	松尾 美和	私立幼稚園保護者
〃	権丈 晶子	認可保育園保護者
〃	山崎 冬花	公募委員
〃	木村 美果	公募委員

3 志免町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年度	月日	内 容	
平成 25 年 度	12月20日	第1回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会について ・委嘱状交付 (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ・調査実施概要 ・調査票設問の検討 (4) 平成25年度のスケジュール
	平成26年 1月		◎志免町子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ①乳幼児保護者調査 ②小学生保護者調査 ③小学生調査 ④中高生世代調査
	3月27日	第2回	(1) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要報告 ①乳幼児保護者調査結果の概要 ②小学生保護者調査結果の概要 ③小学生調査結果の概要 ④中高生世代調査結果の概要
平成 26 年 度	5月8日	第1回	(1) 志免町次世代育成支援行動計画の成果と課題報告 (2) 志免町子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告 ・志免町の特徴と課題 (3) 子ども・子育てに関する志免町の現状 ～データでみる志免町の現状～について (4) 子ども・子育て支援事業計画策定方針 (5) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール
	6月3日	第2回	(1) 志免町の子ども・子育て支援における重要な施策とその背景 (委員ワークショップ)
	8月4日	第3回	(1) 志免町の子ども・子育て環境の課題を探る (委員ワークショップのまとめ) (2) 志免町子ども・子育て支援事業計画の体系 (3) 子ども・子育て支援新制度関連条例案 ・志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ・志免町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ・志免町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準

年度	月日	内 容	
平成 26 年 度	9月29日	第4回	(1) 定期的な教育・保育事業及び地域子育て支援事業について量の見込みと確保策 (2) 子ども・子育て支援事業計画基本構想（前半部分）の検討 (3) 志免町の子ども・子育て支援新制度に係る基準
	12月1日	第5回	(1) 子ども・子育て支援事業計画実施計画（後半部分）の検討 ・教育・保育施設の利用定員と量の見込み・確保策 ・子ども・子育て支援事業計画実施計画（後半部分） (2) 子ども・子育て支援事業計画において、緊急性・重要性が高いと思われる課題の検討（委員ワークショップ）
	平成26年 12月26日 ～ 平成27年 1月26日		◎志免町子ども・子育て支援事業計画について、パブリックコメントの実施
	平成27年 2月10日	第6回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討 (2) 計画の重点的施策の検討 (3) パブリックコメントの結果報告
	3月25日	第7回	(1) 志免町子ども・子育て支援事業計画（素案）の確定 (2) その他

4 志免町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取組

(1) 第2回志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会(ワークショップ)

平成26年6月3日

志免町役場会議室

テーマ「志免町の子ども・子育て環境の課題を探る」

第2回の会議ではワークショップで委員のみなさんから、志免町の子どもと子育て支援施策の推進に向けて、課題を出していただきました。

各班の意見から、課題を6項目にまとめました。そして、それぞれの項目について皆さんから出された主な意見を整理しました。

課題1 子どもの力を育む必要性

○子どもの自主性を育てるためには、環境の整備が重視されています。

- ・子どもの体力・やる気を育む必要がある(小さいころからやらされている体験が多すぎる)。
- ・メディア(ゲーム、携帯電話など)との関わりについても町としてルールを決めるべきである。学習の低下、コミュニケーション能力の低下など様々な弊害がおきているので。
- ・小学校児童の校区内制限がネックになっている。
- ・大切な幼児教育も施設面でも人材面でもより充実した安全な環境で教育できるように質の向上を目指してほしい。

○子どもが悩みを自分で解決する力を育てていくための支援がもっと必要とされています。

- ・相談するところ、気軽に話せる人が必要。ニーズ調査(小学生)の相談相手で自分で解決する、相談する相手がいない子どもがいるから。
- ・子どもの権利相談室(スキッズ)のことを知ってもらおう。
- ・学校と家庭のどちらの立場も理解できるスクールソーシャルワーカーの活動が大切である。
- ・勉強の悩み、進路の悩みが多い中で塾に頼りすぎているために、行けない子どもとの差が広がっていると思う。

課題2 子どもの居場所や遊び場の不足

○子どもが気軽に行ける身近な遊び場が求められています。

- ・体を思いっきり動かすことができる場所。自分の思いに浸れる場所。子どもの足で行ける場所など子どもの視点に立った居場所が設置されていない。

- ・学校以外の過ごし方では塾、TVゲーム、漫画等が上位を占めている。「近くの公園などで友達と遊ぶ」は前回調査から大幅に減少している。
- ・文科省の「幼児運動指針」では、体を使って遊ぶ時間が60分必要であるとしている。昔は、異年齢の仲間たちと遊び、その中で我慢したり、折り合いをつけたりと社会性を身につけることができた。自主的な子どもの集団が必要（ジュニアサポーター集団）。
- ・中高生も心を落ち着ける場所が必要。望んでいる拠点を身近なところに作る。
- ・雨の日に遊べる場所がない、PM2.5等の環境も配慮していくことが重要。

○子どもや親子が地域の人と交流できる場所が求められています。

- ・町ぐるみで遊びのできる場所（公民館など）。
- ・小学生からお年寄りまで集える居場所作り。
- ・住民同士の関係の希薄さが心配（身近な人同士のつながりをつくる必要）。
- ・調査では子連れて楽しめるイベントの機会がほしい、誰でも気軽に利用でき、身近な地域で子どもを預かってくれる場をつくってほしいなどの意見もある。地域と連携し、地域一体となって子育て応援をすることが大事である。

課題3 子どもと子育てに関する情報の周知不足

○子どもと子育てに関する情報が必要な人に届いていない現状にあります。子どもの権利条例や医療、福祉などの情報提供の方法の工夫が必要です。

- ・子どもの権利条例は、子ども、保護者、行政の各課の認知度のアップが子どもの生きる力の育成につながる。
- ・権利条例の冊子などを役場やシーメイトなどに置いてあるが手に取る人は少ない。民児協や老人会、町内会長等に勉強会をしてその人たちがそれぞれに話していくなど具体的な周知の徹底が望まれる。子どもの権利は基本的人権の縮小版である。
- ・ネットの活用。広報紙を読む人が限られている。情報の提供方法を考える。本当に必要な人へ届ける。
- ・情報を共有化することで多様な展開ができるのではないかと。重複する活動が減る。
- ・孤立している保護者ほど悩みや負担をかかえていると思うから。見過ごされているネットワークの構築ができていない。



課題4 学びの機会が不足し、孤立化するなかでの子育て

○保護者が周囲の様々な支援を受けながら子育てを通して「親育ち」していく過程が重要です。

- ・子どもを育てる体験をせずに親になる父母が少なくない。また親自身もきょうだいが少ない。子ども（赤ちゃん）と触れ合う機会を増やすことが必要ではないか。
- ・健診などの早い段階での親の勉強会が必要。
- ・子どもの多面性を理解していない親が増えた。
- ・イベントなど要求がエスカレートする。
- ・親は子どもに対して叱りすぎだと思っており、子どもは家族と仲良く過ごしたいと思っている。
- ・困ったことは家庭だけでなく、近所の人、地域の人で協力していかないと子育てが孤立化していく。また、防災や高齢社会の面からも日ごろから地域が連携していないといけない。

課題5 働き方が多様化していることや 緊急時などに対応する保育事業の必要性

○子どもの最善の利益を守りながら、保護者の働き方の変化に対応する保育事業が求められています。

- ・保護者の就労をサポートしつつ、子どもの尊厳を第一に考えた支援体制。
- ・平日のフルタイム労働が男女ともにスタンダードではなくなっている。
- ・保育園など時間内の送迎が間に合わない。特にひとり親家庭では子どもだけで留守番をしていることが多い。
- ・0歳児でも8時間、長い場合でも11時間保育園に預けられている状況。平日は保育園、土日祝日は託児所へ預けられる子どもたちがいるため。
- ・保育の現場ではいつも人材不足に悩まされ、今現在困っている。人材がいれば、様々な空き施設、または新設により待機児童を少なくできる。

○子どもの病気の時など緊急の場合への支援が重視されています。

- ・働いている保護者は子どもが病気になったときに預けるところが少ない。以前は病院が預かってくれる所があったが現在はなくなっている。
- ・復職しても子どもの体調不良で保育園に預けることができなくなり、業務時間や業務内容に制限を受けるので。
- ・医療費の補助や義務教育の間は医療費を無料にしてほしい。

課題6 男女共同参画の視点で考える子育て支援の必要性

○女性には子育てしながら仕事ができるような子育て支援が、男性にはもっと子育てに関わるような意識や制度の改革が求められています。

- ・核家族が進む中、母親の就労比率は54～73%となって、集中的な育児と仕事の両立で大きな負担がかかっている。一方、父親の育児参加の程度は十分にやっているのは32%にとどまっている。このギャップを少しでも改善する必要がある。
- ・男性の育児休業が取りづらい。給料が下がる。周囲の目（意識）が気になる。
- ・ニーズ調査では子育てや家事に専念するために退職した。育児休業を取りにくい雰囲気があったという回答が多いから。
- ・子どもが就学前はフルタイムよりも短時間の就労のニーズが高いため、4～6時間程度で一時的に（フレキシブルに）託児をしてもらえる場所が増えると母親の社会進出にもつながり、子育てのネットワークも広がると思います。



(2) 第5回志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（ワークショップ）

平成26年12月1日
志免町役場会議室

 テーマ「志免町子ども・子育て支援事業計画における重点課題」

①重点課題の提案（1班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されて数年経過したが、条例の内容が十分に周知されていないから ・子どもや大人に子どもの権利の周知をすることが、子ども・子育ての施策のすべてにつながると思う 	
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ、ネット、ゲームなど電子メディアに時間と心を奪われている子どもたちが多いため、メディアリテラシー教育の充実を図るべき（親も）。 	●メディアリテラシー教育の充実
	③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の問題はすべて母子関係が築かれていないことが要因となっている。子どものころからの命の教育、子育ての意識が必要だと思う。 ・現在の中高生は、今まで身近なところで小さい子どもたちと触れ合う経験が少ないので、まず体感的に理解することが大切であると考えから。 	
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校は年々増えている状況であるが、家庭、学校、相談員との連携がうまくいっていないように思うから。 	
	⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ施設や養育施設が少ない。いろいろな場所、違うところで受けられる。 ・障がいに対して理解を深める啓発や特別学級の理解を深める。 	
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族により子育てに関する情報や支援を得られないため、気軽に相談できる窓口が必要であるから。 ・核家族化の進行により、子育て支援が得られず、子育ての不安や負担を感じる人が多いから。 	●子育て支援に関する情報の提供機会の拡充
	③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、保育、教育の格差が子どもたちの健やかな育ち、発達、心の安定に直結していることを小学生の親として日々実感しているから。 	

目標	施策の方向	理由	事業名
Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 日本の父親は他国に比べ、育児、家事に関わる時間が少ないので、企業等が子育て期の父親を支援することが求められていると思うから（企業への発信）。 	
Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する	②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 共働き家庭が増加しているため、いろいろな支援を必要としている家庭が多くなっているから。 仕事の多様化により施設の充実が必要。 	
Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる	①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域で年齢を超えて高齢者などの指導により趣味などを通じて交流、体験し豊かな心を培っていく必要がある（お金がかからない）。 子育て支援センター機能があれば子育て支援の情報発信、相談の不足を解消し、地域で子どもを見守るボランティアの育成もできる。 	
	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果から室内で過ごす（TV、ゲーム）が増加する一方、あったらいい場所で「体を思いきり動かせる場所」。子どもを内から外へ。遊びの中から学び心の交流ができることが大切である。 子どものやってみたい、子どもの失敗を見守る安心な場所、空間。プレーパーク事業の推進の必要性。 子どもは多様な人間関係を通じて、様々な体験を積み重ねていく過程で、自分に自信をつけていく。そのためには集団で遊ぶことが必要だから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会育成会における交流促進 ●子ども会育成会の自主的活動の支援 ●「なかよしパーク」の充実 ●図書館ボランティアの育成



②重点課題の提案（2班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがすることをお膳立てしすぎている。体験や考えることを奪っている ・障がいのある子どもや保護者への支援は町で行うことが重要だと思うのでさらなる充実をしてほしいから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利相談体制の充実 ●家族や育児について学ぶ機会の拡充
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の規範が守れなかったり、自立できていない子どもが増加しているので地域全体で子どもや保護者を支援する必要があるから。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児保育の充実 ●発達段階に応じた教育の充実
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体となる子ども支援は世界的な流れであり、町の条例がいかせるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常学級における対応の充実 ●学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
	⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの受け入れに対する人材の確保が追い付いていない現状がある。人材養成、人材確保が急務であると思われるため。 ・引きこもり、不登校への早期対応が大切。学力低下、非行、ニートなどへの防止になるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学童保育における障がい児の受け入れ ●障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発 ●障がい者と児童の日常的な交流の促進 ●配慮を必要とする子どもへの地域活動支援
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準が町の条例で定められ、責任が重くなる中、これまでの保育の質の維持が重要となるので。 	
	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が仕事をしながらでも安心して出産、子育てしたい。 	

目標	施策の方向	理由	事業名
Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する	②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の安全・安心面で施設に詰め込みすぎないように指導を徹底してほしい。のびのびとした環境で保育するようにしてほしい。 ・ 父親が子育てに関わると子どもの幸福感が高まるというデータもあり、一層の推進が必要。 ・ 待機児童は減少すると思われるが、人材が追い付いていない。人材確保と育成が必要である。 ・ 保育園の充実が女性の就労支援、社会進出を手助けするので。社会問題となっている少子化、労働力不足も補えるので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設型教育・保育事業の充実 ●地域型保育事業の充実 ●幼児期の教育・保育の質の向上 ●地域の子育て参加拡大に向けた保育園開故事業の活用
Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子どもにとって身近な子ども育成会の活動を支援して、多様な経験ができるようにする必要がある。 ・ 子どものニーズに対応できる場所があれば親としても安心だし喜ばしい。 ・ まずは居場所をつくることで、安全面への対応、いじめや虐待などの家庭問題の早期発見へとつながると思われるため。またニーズも高い。 ・ だんだん子どもが成長して親の目の届かないところで遊ぶようになると安全面が気になる。 ・ 子どもの居場所（特に乳幼児の親子）。歩いて行ける場所、雨の日に行ける場所がないので、親子共に引きこもってしまうので。 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保 ●「なかよしパーク」の充実 ●公園の整備と活用 ●公共施設における室内の遊び場や居場所の拡充 ●「としょかんまつり」、夏休み工作教室等、子どもへの情報の発信



③重点課題の提案（3班）

目標	施策の方向	理由	事業名
I 子どもの伸びる力を支える	①子どもの権利の周知と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・知っているだけでなく、理解してもらうのは難しい。 ・子どもの権利条約が、まだ学校、家庭、地域に周知徹底されていない。 	●関係機関と連携したきめ細かな支援の実施
	②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへのメディアリテラシー教育を徹底させる必要がある。 ・言わなくても自ら考え、自ら行動するようにするために、小・中あわせて9年間学校の影響は大きいと思うので 	
	④子どもの健全育成に関する取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒に対する対応のネットワーク化が必要である。 	
II 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	④男女がともに子育てに参加することができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の意識が子育てに向いていない人がいる。 	
III 家庭と社会参画の両立を支援する	②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童問題。 ・働く女性の増加に伴う保育園の必要性。 ・保育士不足が少子化により加速。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設型教育・保育事業の充実 ●地域型保育事業の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業には保育士の配置を。 	
IV 子どもの視点に立った地域社会をつくる	①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援サービスの充実だけでは、新制度の基本方針である「子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするのではなく」 そのために親の自主的な活動は重要である。 	
	②子どもの年齢に応じた居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが地域の行事に参加したくても、役員などを引き受けたくない親が参加をさせないなど、子どもの視点が無視される現状が多い。 ・子どもにはあまりのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動する権利があります（15条）。ニーズ調査から親子の差が大きいことがとても問題。大人が子どものニーズに気づいていない（プレイパーク）。 	<ul style="list-style-type: none"> 新. 子どもが自由に遊べる場（プレイパーク） 新. 子どもの遊びを支える大人を増やす

5 志免町子どもの権利条例

平成18年12月20日
志免町条例第45号

前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは、安心して助けてと
言うことができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

（子どもの権利の普及）

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

（子どもの権利の日）

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

（安心して生きる権利）

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

（自分らしく生きる権利）

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。
(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのため、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加

することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

(施策の推進)

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子ども権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

(1) 子ども権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子ども権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告

を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第20条

前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

6 用語の説明

あ 行

◎育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1999年4月施行)で設けられている休業制度で、男女労働者に育児のための休暇(育児休業)を確保しようとするもの。満1歳未満の子どもについて育児休業の申し出をすることができる。父親にもこの権利がある。平成21年7月1日、改正育児・介護休業法が公布され、父母がともに育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できるという「パパママ育休プラス」制度の導入や父親が産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度育児休業を取得できるようになったこと、専業主婦の夫(専業主婦の妻)を育児休業の対象外とする労使協定が廃止になったことなどが改正された。

◎一時預かり

従来は、週2、3日程度、短時間、幼児を預かる非定型一時的保育、母親が急病や出産などで入院した場合の緊急一時的保育となっていたが、保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学などにより、家庭における育児が断続的に困難となり一時的に保育が必要となる児童、保護者の病気やけが、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由によって、緊急・一時的に保育が必要となる児童、保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの育児リフレッシュ支援事業として、あるいは私的な理由によって一時的に保育が必要となる児童に対してなされる保育サービス。

か 行

◎休日保育

近年の就労形態の多様化により日曜・祝祭日などに保護者が就労し、そのために保育に欠ける児童を保育所で預かるサービス。

◎合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

◎子育て応援宣言企業登録制度

福岡県では、企業・事業所の男女従業員の子育てを支援する具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、福岡県が登録する制度。登録した企業・事業所に対して登録証と登録マークを交付するとともに、県民への周知を図っている。

さ行

◎児童の権利に関する条約（＝子どもの権利条約）

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童まで広げ、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

◎児童委員

児童委員は市町村の担当区域を受け持って、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所などと連携しながら、児童および妊産婦の生活や環境を把握してその保健や福祉に関して援助・指導する民間奉仕者とされており、民生委員がこれを兼ね、厚生大臣より委嘱されている。

◎食育

子どもたちや消費者が、自分の食について自ら学び、考え、自ら実践できるようになることを支援していくための取り組み。

◎スクールソーシャルワーカー（＝SSW）

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応など、より一層きめ細かな支援を行うため、家庭への訪問相談など多様な支援をおこなう。SSWの選考にあたっては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が対象となる。

た行

◎男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も分かち合う社会のこと。

な行

◎ノーバディーズ・パーフェクトプログラム

カナダで生まれた子育て中の親支援プログラムで、0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象に、それぞれが抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。

は行

◎バリアフリー

生活する上での障害を取り除き、社会生活・制度や施策・情報分野などあらゆる面における障壁(バリア)の除去(フリー)を目指す考え方。

◎病児・病後児保育(乳幼児健康支援デイサービス)

保育所へ通所中の「病気回復期」の児童で、自宅での養育を余儀なくされる期間に児童を保育所・病院などの施設で預かるデイサービス事業。

◎ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を行いたい人と(提供会員)と子育て援助を受けたい人(依頼会員)が子育てについて助け合う有償ボランティア組織のことをいう。会員間で援助する内容は次のとおり。

- 保育所・幼稚園の登園前や帰宅後、子どもを預かる
- 学童保育の迎え及び帰宅後、子どもを預かる
- 学校の放課後、子どもを預かる
- 買い物等外出の際に子どもを預かる など

原則として子どもを預かる場所は、提供会員の自宅。

◎パワフルキッズ・PK2・すりーる

『パワフルキッズ』は、発達支援について、就学前児童を対象に療育を行うもの。『PK2』は、小学校2年生までを対象とした療育を行う放課後等デイサービス。平成24年度から18歳までを対象とした子ども発達相談『すりーる』を設置している。

ま行

◎メディアリテラシー(media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。メディアリテラシーで取り扱われるメディアには、公的機関やマスメディア(新聞、テレビ、ラジオ等)を始め、映画、音楽、書籍や雑誌等の出版物、インターネット、広告等、様々なものがある。

志免町 子ども未来プラン
(子ども・子育て支援事業計画)

平成 27 年 3 月

発行 志免町 編集 子育て支援課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号

TEL 092-935-1261

FAX 092-935-2697